

吉川ひろお議員に対する議員辞職勧告決議

橿原市議会と橿原市プロパンガス商工協同組合に所属する吉川ひろお議員の橿原市へのプロパンガスの納品に関する働きかけ等について、橿原市議会政治倫理条例に基づき橿原市政治倫理審査会(会長 朝守令彦弁護士)を設置し調査した結果、

1. 橿原市議会政治倫理条例第4条第1号 信用失墜行為及び不正疑惑行為の禁止
違反 4件
2. 橿原市議会政治倫理条例第4条第3号 物品購入契約その他の契約に関して、特定の者に対して有利又は不利となるような働きかけの禁止 違反
3. 橿原市議会政治倫理条例第4条第7号 職員の公正な職務遂行の妨害及び地位を利用した不当な要求の禁止 違反
4. 公職選挙法第143条第16項 文書図画の提示 違反
5. 地方自治法第92条の2 議員の兼業禁止に違反する可能性がある

と、結論がでた。

吉川ひろお議員は、市民の模範として法令、条例を遵守し、高い倫理観や見識を求められる市議会議員の職にありながら、規範意識の欠如した行為及び破綻した倫理観により、橿原市及び橿原市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させた。

税金を納めている多くの市民が物価高騰などで生活が困窮している中、税金で生活している吉川ひろお議員が橿原市議会議員当選当初から行ってきた不当な要求や行為は、公職である市議会議員としての政治的、道義的責任は免れない。倫理観が完全に破綻した吉川ひろお議員が議員の職にとどまることは、税金を納めている側の市民感情からして決して許されるものではない。燃料油（白灯油、LPガス）の購入契約に関する100条調査特

別委員会無断欠席を含め、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞すべきである。

また、本市議会としても市民の信頼を回復するために固い決意を示すことが強く求められる。

よって、ここに樫原市議会として、吉川ひろお議員の辞職勧告を決議する。

令和6年12月6日

樫 原 市 議 会